

令和 8 年度 保育の職場のエルダー制度普及支援事業 実施要領

【 趣 旨 】

島根県の行った調査では、本県の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育事業所（以下、保育所等）において、3年未満に離職した正規職員の内、20代の保育士が全体の6割を占めている実態があり、保育士の職場定着は大きな課題となっています。そのため、本県では新人保育士の職場定着を組織的・計画的に行う仕組みとして「エルダー制度」の普及に取り組んでいます。エルダー制度は、エルダー職員（先輩職員）が「身近で気軽な相談役」として新人職員をサポートし、新人職員の職場定着を図ります。

この取り組みは、平成28年度から保育分野のエルダー制度普及のために実施し、新人職員の職場定着・適応に効果をあげています。

島根県および島根県社会福祉協議会では、職場内でエルダー制度を普及するため1年間を通じた取り組みとして本事業を実施します。

【 主 催 】

島根県・社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県保育士・保育所支援センター）

【 実 施 期 間 】

令和8年4月から令和9年3月末までの1年間

【 対 象 】

令和8年4月に新卒の保育士を採用予定の保育所等。

○所長（または所長に代わる管理職の方で1年間活動できる方）

○エルダー職員（原則保育士）

○新人職員（原則、令和8年4月採用予定の新卒保育士で正規職員に準ずる職員）

※新人職員1名に対して、エルダー職員1名が望ましいです。

【 募 集 人 数 】

20事業所

※定数を超えた場合は、新規導入の事業所を優先します。

【 内 容 ・ 日 時 等 】

※詳細については、裏面をご参照ください。

【 参 加 申 込 】

「参加申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。

※申込締切日以降、参加決定通知をお送りいたします。

【 申 込 締 切 日 】

令和8年4月7日（火）

【お問い合わせ】

島根県保育士・保育所支援センター

（島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター） 担当：高嶋・田淵

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階

TEL.0852-32-5957 / FAX.0852-32-5956

令和8年度 保育の職場のエルダー制度普及支援事業に係る研修スケジュール

【研修スケジュール】

講師・支援員は経験豊富な相談機関の専門職（臨床心理士、公認心理師、社会福祉士）が担当します。

1 育成研修会 令和8年4月17日（金）

対象	内容	時間	場所
所長	■エルダー制度の概要説明、導入のポイント	10:00～12:00	・いきいきプラザ島根 ・いわみーる
エルダー職員	■エルダー制度の概要説明 ■新人職員との関わり方について	13:30～16:00	・いきいきプラザ島根 ・いわみーる

★研修会受講後に、各事業所においてエルダーの活動が開始となります。

2 巡回相談1回目 令和8年5月下旬～7月 ※日時は別途調整

対象	内容	時間	場所
所長 エルダー職員 新人職員	■対象と1対1の面談	1名あたり 30分	・支援員が各事業所を訪問します。

3 フォローアップカフェ 令和8年9月8日（火）

対象	内容	時間	場所
エルダー職員	■エルダー活動の振り返り ■取り組み内容の共有 ■今後の活動について	13:30～16:00	・参加事業所の地域を考慮し、決定します。

4 振り返り研修会 令和8年9月29日（火）

対象	内容	時間	場所
所長	■エルダー活動の振り返り ■取り組み内容の共有 ■今後の活動について	13:30～15:00	・参加事業所の地域を考慮し、決定します。

5 巡回相談2回目 令和8年10月～12月 ※日時は別途調整

対象	内容	時間	場所
所長 エルダー職員	■対象と1対1の面談	1名あたり 30分	・支援員が各事業所を訪問します。

★巡回相談2回目は希望制です。所長とエルダー職員の意向により巡回相談を行います。

実施時期は10月～12月を予定しておりますが、必要に応じて別の時期への調整も可能ですので、ご希望がございましたらご相談ください。

6 成果報告会 令和9年2月9日（火）

対象	内容	時間	場所
エルダー職員	■1年間の活動の振り返り	13:00～14:30	・参加事業所の地域を考慮し、決定します。
所長	■エルダー制度の概要説明 ■1年間の活動の振り返り	14:45～16:00	・参加事業所の地域を考慮し、決定します。